EDINET提出書類 三菱UFJ投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

【表紙】

【提出書類】有価証券報告書【提出先】関東財務局長【提出日】平成25年4月19日

【計算期間】 第27期(自 平成24年7月24日 至 平成25年1月21日)

【ファンド名】 三菱UFJ 日経225オープン

【発行者名】 三菱UFJ投信株式会社 【代表者の役職氏名】 取締役社長 後藤 俊夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【事務連絡者氏名】 井上 靖

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【電話番号】03-6250-4740【縦覧に供する場所】該当ありません

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

### 1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、日経平均株価(日経225)と連動する投資成果を目標として運用を行います。 信託金の限度額は、5,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および 属性区分に該当します。

### 商品分類表

101 111 71 75 75				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 ( 収益の源泉 )	独立区分	補足分類
		株式		
	国内		MMF	
単位型		債券		インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型		その他資産		特殊型
	内外	( )	ETF	( )
		資産複合		

## 属性区分表

周任区刀衣						
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替	対象	特殊型
				ヘッジ	インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド	( )		
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	区欠州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		( )	ショート型 /
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				
クレジット	( )	(中東)				その他
属性		エマージング				( )
( )						
不動産投信						
その他資産						
( )						
資産複合						
( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

## 商品分類の定義

単位型・	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追
追加型		加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従
		来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

### 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

投資対象	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
地域		国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
		海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実
		質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
資産		株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
		債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
		不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を
		源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
		株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載
		があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産の
		うち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載
		があるものをいいます。
独立区分		├一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する
		規則」に規定するMMFをいいます。
	ド)	
	MRF(マネー・リ	
	ザーブ・ファンド)	規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480
		号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならび
		に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規
		定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨ま
		たはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起する
		ことが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載が
		あるものをいいます。
1 47 44		+ 4 18 <del>-</del> 1 - 5 <del> </del>

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

## 有価証券報告書<u>(内国投資信託受</u>益証券)

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載がある ものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものを いいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下 同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する 旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資 する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット 属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債(BBB格相当以上)を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイ
			イールド債等(BB格相当以下)を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投	:信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載が あるものをいいます。
	その他資	· 達	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に 投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 2 回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいい ます。
	年6回(		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいい ます。
	年12回(	毎月) 	信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源
地域		泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源
		泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産
		を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	区欠州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産
		を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジ
		ア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域
		の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資
		産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東(中東)	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資
		産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地
		域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等
		を除きます。) を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズに
		のみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資する
		ものをいいます。
	ファンド・オブ・	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関す
	ファンズ	る規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいま
		<mark>す。</mark>
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替
		のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるも
		のまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象イン	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨
デックス		またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨
		またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指
		す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に
		投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動
		(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記
		載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組み
		を用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価
		閣、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値によ
		り定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるも
	_	のをいいます。
		信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を
		目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目
		指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当
		しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい
1		ます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

### ファンドの目的

わが国の株式を主要投資対象とし、わが国の株式の指標である日経平均株価(日経225)に連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

ファンドは、日経平均株価(日経225)<sup>(注)</sup>と連動する投資成果を目標として運用を行います。

・日経平均株価(日経225)をベンチマークとします。

投資成果を日経平均株価(日経225)の動きにできるだけ連動させるため、以下のポートフォリオ管理を行います。

- 1.原則として、日経平均株価(日経225)採用銘柄に等株数投資を行います。
- 2. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用します。
- 3.株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は、原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行う場合があります。

#### < 主な投資制限 >

- ・株式への投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

### <分配方針>

- ・年2回の決算時(1・7月の各21日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が経費等を控除後の配当等収益等の範囲内で、基準価額水準・市況動向等 を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払い およびその金額について保証するものではありません。
- (注)日経平均株価(日経225)とは、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、公表される株価指数です。当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたもので、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として、広く利用されています。日経225に関する知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経225の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

「日経平均株価(日経225)」は、日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日本経済新聞社は、「日経平均株価(日経225)」自体および「日経平均株価(日経225)」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および「日経平均株価(日経225)」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて 日本経済新聞社に帰属しています。

当ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

日本経済新聞社は、「日経平均株価(日経225)」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の 誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

日本経済新聞社は、「日経平均株価(日経225)」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価(日経225)」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2)【ファンドの沿革】

平成11年4月26日 設定日、信託契約締結、運用開始 平成13年4月2日 名称を「パートナーズ日経225オープン」から「UFJパートナーズ 日経225オープン」に変更

EDINET提出書類 三菱UFJ投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

平成17年10月1日

ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株 式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継 名称を「UF」パートナーズ日経225オープン」から「三菱UFJ 日経225オープン」に変更

## (3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金 の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト

信託財産の保管・管理等を行います。

信託銀行株式会社)

投資 損益

有価証券等

委託会社(委託者) 三菱UFJ投信株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行 います。

### 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定め
	られています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

### 委託会社の概況

・資本金

2,000百万円(平成25年2月末現在)

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会

社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、

商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況(平成25年2月末現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナン シャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

### 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、日経平均株価(日経225)に採用されている 銘柄を主要投資対象とします。

投資成果を日経平均株価(日経225)の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- 1.原則として、上記投資対象銘柄に等株数投資を行います。
- 2. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用します。
- 3.株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建て額を加算し、または株価指数先物取引等の売建て額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は、原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行う場合があります。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2)【投資対象】

## 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法 第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から12.の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。)で16.で定めるもの以外のもの
- 16.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 18.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 23.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

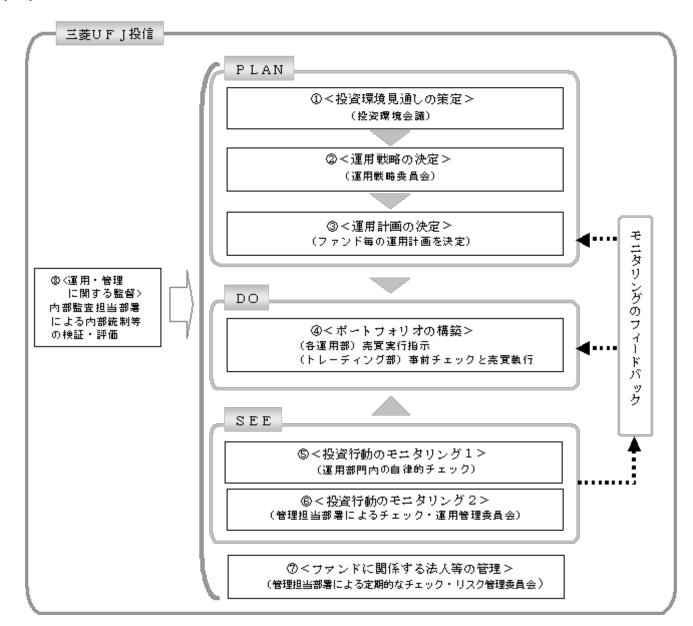
- 1 . 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- 1.有価証券先物取引等
- 2.スワップ取引

### (3)【運用体制】



## 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

## 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

## ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

## 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

### 投資行動のモニタリング 2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

## ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部

三菱UFJ投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理 委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(5名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年4月20日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

## (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が経費等を控除後の配当等収益等の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を 行います。

### (5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等

- a.同一銘柄の株式への投資割合に制限を設けません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が 信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

スワップ取引

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b.a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
  - 2.株式分割により取得する株券
  - 3.有償増資により取得する株券
  - 4.売出しにより取得する株券
  - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権( に規定する転換社債型新株予約 権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

### 有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

#### 資金の借入れ

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日 から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支 払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内であ る場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計 額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額 の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 投資する株式等の範囲

- a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b.a.の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

### 有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b.a.に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- < その他法令等に定められた投資制限 >
- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

三菱UFJ投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

### 3【投資リスク】

### (1)投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、<u>投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。</u>

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

### 市場リスク

### (価格変動リスク)

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ) の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・当ファンドは、日経平均株価(日経225)の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因によりカイ離を生じることがあります。

### (2)投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、 運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに 沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、 運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営 状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

### 市場リスク

### (価格変動リスク)

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

#### 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×1.575% (税抜 1.5%)を上限として販売会社が定める手数料率申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額 (「消費税等相当額」といいます。)を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

### (2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

## (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年0.63% (税抜 年0.6%)

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.2625%	年0.315%	年0.0525%
(税抜 年0.25%)	(税抜年0.3%)	(税抜 年0.05%)

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

### (4)【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が含まれます。

(\*)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、10.147%(所得税 7 %、復興特別所得税0.147%、地方税 3 %)の税率 で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用があります。)・申告分離課税を選択することもできます。

2.解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益 (譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

10.147% (所得税 7 %、復興特別所得税0.147%、地方税 3 %)の税率 による申告分離課税が 適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、10.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成26年1月1日以降の税率は、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%) となる予定です。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147%)

の税率 で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成26年1月1日以降の税率は、15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)となる予定です。

個別元本について

EDINET提出書類

三菱UFJ投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の 元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成25年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成25年2月28日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	1,732,170,600	88.77
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		219,113,967	11.23
純資産総額		1,951,284,567	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## その他の資産の投資状況

平成25年2月28日現在

(単位:円)

資産の種類	時価合計	投資比率(%)
株価指数先物取引 (買建)	218,500,000	11.20

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

a評価額上位30銘柄

平成25年2月28日現在

$\overline{}$	·						平成25年2月2	-
国/			NIV	141 15 164		帳簿価額	利率(%)	投資
地域	銘 柄	種類	業種	株式数		評価額	償還期限	比率
- 3-%					単価(円)	金額(円)	(年/月/日)	(%)
	, , , .		>1/2		22,590.00	135,540,000		
日本	ファーストリテイリング	株式	小売業	6,000	25,430.00	152,580,000		7.82
l					14,350.00			
日本	ファナック	株式	電気機器	6,000	14,310.00			4.40
l					2,968.00			
日本	ソフトバンク	株式	情報・通信業	18,000	3,435.00			3.17
l					8,280.00	49,680,000		
日本	京セラ	株式	電気機器	6,000	8,060.00			2.48
		14415	1±+0 12/4-11/		6,200.00	37,200,000		ا ا
日本	KDDI	株式	情報・通信業	6,000	6,960.00	_ , ,		2.14
		14L-15	+V/* LL14# 00	40.000	3,420.00	41,040,000		0.40
日本	本田技研工業	株式	輸送用機器	12,000	3,455.00			2.12
	<b>冷热</b> 化光工光	 	/v.==4	0.000	5,490.00	32,940,000		4 7.
日本	信越化学工業	株式	化学	6,000	5,700.00			1.75
	++ />.	+++ -+-	高 <b>年</b> ## 四	0.000	3,330.00	29,970,000		4 55
日本	キヤノン	株式	電気機器	9,000	3,365.00			1.55
l <sub>□</sub> +	ファニュ制変	+/+ -+	<b>佐本口</b>	6 000	4,455.00			1 51
日本	アステラス製薬	株式	医薬品	6,000	5,010.00			1.54
日本	   武田薬品工業	株式	医薬品	6 000	4,435.00	26,610,000		4 47
口华		休工	<u> </u>	6,000	4,795.00	28,770,000		1.47
日本	   トヨタ自動車	株式	┃ ┃ 輸送用機器	6,000	4,280.00 4,765.00			1.47
口华		イオエい		6,000	4,765.00			1.47
日本	セコム	株式	サービス業	6,000	4,420.00	28,560,000		1.46
<u> </u>		1/1/1/	グーク来	0,000	4,110.00			1.40
日本	東京エレクトロン	株式	電気機器	6,000	4,300.00			1.32
H T		リハエリ	电水极电	0,000	3,855.00			1.02
日本	エーザイ	株式	医薬品	6,000	4,130.00			1.27
H-1-	<u> </u>	171120	<b></b>	0,000	3,520.00			
日本	テルモ	株式	精密機器	6,000	4,070.00			1.25
<del></del>		1111-4	117-417-214		3,290.00			
日本	デンソー	株式	輸送用機器	6,000	3,890.00			1.20
			133	-,	3,225.00			
日本	ダイキン工業	株式	機械	6,000	3,435.00			1.06
					3,305.00	19,830,000		
日本	TDK	株式	電気機器	6,000	3,200.00	19,200,000		0.98
					2,650.00	15,900,000		
日本	住友不動産	株式	不動産業	6,000	3,135.00			0.96
					2,420.00	14,520,000		
日本	花王	株式	化学	6,000	2,964.00			0.91
		l			269,000.00			
日本	エヌ・ティ・ティ・データ	株式	情報・通信業	60	294,300.00			0.90
l 🗍		l			2,677.00	16,062,000		
日本	日本たばこ産業	株式	食料品	6,000	2,925.00			0.90
<b> </b>			.,		2,420.00	14,520,000		
日本	電通	株式	サービス業	6,000	2,884.00	17,304,000		0.89

### 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

					2,368.00	14,208,000	
日本	ブリヂストン	株式	ゴム製品	6,000	2,844.00	17,064,000	0.87
	セブン&アイ・ホールディング				2,683.00	16,098,000	
日本	ス	株式	小売業	6,000	2,706.00	16,236,000	0.83
					1,364.00	16,368,000	
日本	アドバンテスト	株式	電気機器	12,000	1,330.00	15,960,000	0.82
					2,602.00	15,612,000	
日本	トレンドマイクロ	株式	情報・通信業	6,000	2,620.00	15,720,000	0.81
					2,562.00	15,372,000	
日本	日揮	株式	建設業	6,000	2,558.00	15,348,000	0.79
					2,227.00	13,362,000	
日本	豊田通商	株式	卸売業	6,000	2,362.00	14,172,000	0.73
					1,981.00	11,886,000	
日本	三井不動産	株式	不動産業	6,000	2,358.00	14,148,000	0.73

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成25年2月28日現在

		十成25年2月20日現任
	種類/業種別	投資比率(%)
株式	水産・農林業	0.11
	鉱業	0.15
	建設業	2.78
	食料品	4.30
	繊維製品	0.51
	パルプ・紙	0.34
	化学	5.55
	医薬品	6.70
	石油・石炭製品	0.38
	ゴム製品	1.14
	ガラス・土石製品	1.37
	<b>鉃鋼</b>	0.35
	非鉄金属	1.48
	金属製品	0.44
	機械	4.44
	電気機器	15.57
	輸送用機器	6.92
	精密機器	2.67
	その他製品	0.73
	電気・ガス業	0.32
	陸運業	2.34
	海運業	0.24
	空運業	0.06
	倉庫・運輸関連業	0.46
	情報・通信業	7.87
	卸売業	2.60
	小売業	10.13
	銀行業	1.35
	証券、商品先物取引業	0.61
	保険業	0.93
	その他金融業	0.61
	不動産業	2.86
	サービス業	2.46
合 計		88.77
		し出たったにくはっしまって

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

平成25年2月28日現在

						1 13225-	
	資産の種類	取引所名	建別	数量	簿価(円)	評価額(円)	投資比率 (%)
	株価指数先物取引						
-	日経225先物 13年3月限	大阪証券取引所	買建	19	206,655,040	218,500,000	11.20

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成25年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移 は次の通りです。

		(単位:円)
	純資産総額	基準価額
		【(1万口当たりの純資産価額)
第8計算期間末日	1,768,458,390 (分配付)	5,567(分配付)
(平成15年 7月22日)	1,768,458,390 (分配落)	5,567 (分配落)
第9計算期間末日	1,810,232,236 (分配付)	6,456 (分配付)
(平成16年 1月21日)	1,810,232,236 (分配落)	6,456(分配落)
第10計算期間末日	1,525,547,211 (分配付)	6,725 (分配付)
(平成16年 7月21日)	1,525,547,211 (分配落)	6,725 (分配落)
第11計算期間末日	1,410,905,245 (分配付)	6,618(分配付)
(平成17年 1月21日)	1,410,905,245 (分配落)	6,618 (分配落)
第12計算期間末日	1,265,207,434 (分配付)	6,957(分配付)
(平成17年7月21日)	1,265,207,434 (分配落)	6,957 (分配落)
第13計算期間末日	1,356,142,225 (分配付)	9,079(分配付)
(平成18年 1月23日)	1,356,142,225 (分配落)	9,079 (分配落)
第14計算期間末日	1,190,379,577 (分配付)	8,779(分配付)
(平成18年 7月21日)	1,190,379,577 (分配落)	8,779 (分配落)
第15計算期間末日	1,355,925,526 (分配付) 1,355,925,526 (分配落)	10,331 (分配付)
(平成19年 1月22日)		10,331 (分配落)
第16計算期間末日 (平成19年7月23日)	1,392,797,304 (分配付) 1,392,797,304 (分配落)	10,669(分配付) 10,669(分配落)
第17計算期間末日	1,065,282,915 (分配付)	7,926 (分配付)
(平成20年 1月21日)	1,065,282,915 (分配落)	7,926 (分配落)
第18計算期間末日	1,109,093,775 (分配付)	7,883 (分配付)
(平成20年7月22日)	1,109,093,775 (分配符)	7,883(分配落)
第19計算期間末日	798,329,548 (分配付)	4,752 (分配付)
(平成21年 1月21日)	798,329,548 (分配落)	4,752 (分配的)
第20計算期間末日	1,030,547,925 (分配付)	5,843 (分配付)
(平成21年7月21日)	1,030,547,925 (分配落)	5,843 (分配落)
第21計算期間末日	911,031,906 (分配付)	6,596 (分配付)
(平成22年 1月21日)	911,031,906 (分配落)	6,596(分配落)
第22計算期間末日	864,320,372 (分配付)	5,667 (分配付)
(平成22年 7月21日)	864,320,372 (分配落)	5,667 (分配落)
第23計算期間末日	936,059,855 (分配付)	6,312(分配付)
(平成23年 1月21日)	936,059,855 (分配落)	6,312 (分配落)
第24計算期間末日	870,604,459 (分配付)	6,198 (分配付)
(平成23年 7月21日)	870,604,459 (分配落)	6,198(分配落)
第25計算期間末日	794,409,642 (分配付)	5,463 (分配付)
(平成24年 1月23日)	794,409,642 (分配落)	5,463 (分配落)
第26計算期間末日	1,379,938,126 (分配付)	5,343 (分配付)
(平成24年 7月23日)	1,379,938,126 (分配落)	5,343 (分配落)
第27計算期間末日	1,850,811,308 (分配付)	6,792 (分配付)
(平成25年 1月21日)	1,850,811,308 (分配落)	6,792(分配落)
平成24年 2月末日	865,735,837	6,060
3月末日	1,105,888,017	6,328
4月末日	1,127,343,494	5,971
5月末日	1,043,668,754	5,357
6月末日	1,461,515,115	5,658
7月末日	1,425,149,138	5,457
8月末日	1,485,582,142	5,549
9月末日	1,557,641,240	5,610
10月末日	1,619,447,044	5,645
11月末日	1,640,972,893	5,971
12月末日	1,802,758,992	6,575
平成25年 1月末日	1,861,099,081	7,040
2月末日	1,951,284,567	7,304

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円
第26計算期間	0円
第27計算期間	0円

### 【収益率の推移】

【以血学の性物】	
	収益率(%)
第8計算期間	9.24
第9計算期間	15.96
第10計算期間	4.16
第11計算期間	1.59
第12計算期間	5.12
第13計算期間	30.50
第14計算期間	3.30
第15計算期間	17.67
第16計算期間	3.27
第17計算期間	25.71
第18計算期間	0.54
第19計算期間	39.71
第20計算期間	22.95
第21計算期間	12.88
第22計算期間	14.08
第23計算期間	11.38
第24計算期間	1.80
第25計算期間	11.85
第26計算期間	2.19
第27計算期間	27.11

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の 基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じて得た数。

## (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第8計算期間	31,014,829	995,327,084	3,176,955,567
第9計算期間	16,504,442	389,368,620	2,804,091,389
第10計算期間	11,834,843	547,353,333	2,268,572,899
第11計算期間	7,696,317	144,403,230	2,131,865,986
第12計算期間	904,196	314,160,837	1,818,609,345
第13計算期間	27,666,001	352,553,177	1,493,722,169
第14計算期間	8,346,936	146,092,923	1,355,976,182
第15計算期間	41,540,415	85,048,917	1,312,467,680

## 三菱UFJ投信株式会社(E11518)

## 有価証券報告書 ( 内国投資信託受益証券 )

			HI KKIELI / EIKKWEI
第16計算期間	130,684,148	137,743,306	1,305,408,522
第17計算期間	186,840,260	148,199,910	1,344,048,872
第18計算期間	199,954,224	137,036,495	1,406,966,601
第19計算期間	383,443,342	110,264,157	1,680,145,786
第20計算期間	320,442,432	236,790,217	1,763,798,001
第21計算期間	128,568,544	511,096,768	1,381,269,777
第22計算期間	336,193,383	192,392,009	1,525,071,151
第23計算期間	142,017,501	183,997,634	1,483,091,018
第24計算期間	298,327,355	376,824,724	1,404,593,649
第25計算期間	227,308,644	177,644,336	1,454,257,957
第26計算期間	1,291,077,279	162,610,061	2,582,725,175
第27計算期間	700,917,742	558,622,449	2,725,020,468

## 運用実績

## 1 基準価額・純資産の推移(2003年2月28日~2013年2月28日)



## 2 分配の推移

0円
0円
10円

・分配金は1万口当たり、税引前

- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものとして計算

## 3 主要な資産の状況(2013年2月28日現在)

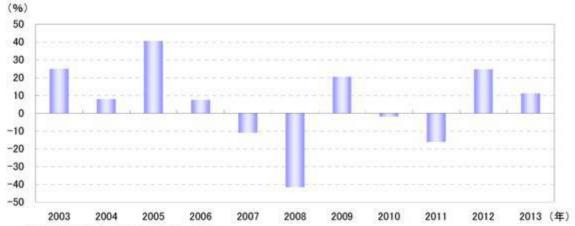
	組入上位業種	比率
1	電気機器	15.6%
2	小売業	10.1%
3	情報·通信業	7.9%
4	輸送用機器	6.9%
5	医薬品	6.7%
6	化学	5.6%
7	機械	4.4%
8	食料品	4.3%
9	不動産業	2.9%
10	建設業	2.8%

	組入上位銘柄	業種	比率
1	ファーストリテイリング	小売業	7.8%
2	ファナック	電気機器	4.4%
3	ソフトバンク	情報·通信業	3.2%
4	京セラ	電気機器	2.5%
5	KDDI	情報·通信業	2.1%
6	本田技研工業	輸送用機器	2.1%
7	信越化学工業	化学	1.8%
8	キヤノン	電気機器	1.6%
9	アステラス製薬	医薬品	1.5%
10	武田薬品工業	医薬品	1.5%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	11.2%

<sup>・</sup>各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五人)

## 4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2013年は2月28日までの収益率を表示
- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

【甲込(販売)手続寺】				
申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。			
申込単位	販売会社が定める単位			
申込価額	申込受付日の基準価額			
申込価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。			
算出頻度				
申込単位・	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。			
申込価額の	また、下記においてもご照会いただけます。			
照会方法	三菱UFJ投信株式会社			
	お客様専用フリーダイヤル 0120-151034			
	(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)			
	なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。			
	ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/			
申込手数料   申込価額×1.575% (税抜 1.5%)を上限として販売会社が定める手数料率				
	再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。			
	消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。			
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。			
	取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支			
	払うものとします。			
	なお、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約(販売会社によっては、1000年代の名称で開始の作品を発展した。1000年代により、1000年代によりによりにより、1000年代によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに			
	は別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合			
	は当該別の名称に読み替えます。)を締結するものとします。			
<b>中</b> 公立(40)	取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。			
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み(当該申込みの受付に係る販売会社所)			
	定の事務手続きが完了したもの)を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申			
	込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によって			
	上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しく			
7 0 /14	は販売会社にご確認ください。			
その他	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得			
	申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことが			
	あります。			

## 2【換金(解約)手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。		
解約単位	1口単位		
解約価額	解約請求受付日の基準価額		
信託財産	ありません。		
留保額			
解約価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。		
算出頻度			
解約価額の	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。		
照会方法	なお、下記においてもご照会いただけます。		
	三菱UFJ投信株式会社		
	お客様専用フリーダイヤル 0120-151034		
	(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)		
	ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/		
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払いま		
	<b>  す</b> 。		

原則、午後3時までに受け付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社所
│定の事務手続きが完了したもの)を当日の請求とします。 当該時刻を過ぎての請求 │
┃は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記┃
より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。
│信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の解約請求につい│
ては正午までにお願いいたします。
詳しくは販売会社にご確認ください。
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情がある
│ときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消 │
┃すことがあります。 その場合には、 受益者は、 当該受付中止以前に行った当日の解約┃
┃請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受┃
  付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとしま
す。
┃ 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける┃
場合があります。
  受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載ま
たは記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

基準価額の	基準価額 = 信託財産の純資産総額÷受益権総口数			
算出方法	なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。			
	(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証			
	除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一			
	部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を			
	いいます。			
	(主な評価方法)			
	株式:原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。			
	公社債等:原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融			
	商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれか			
	の価額で評価します。			
基準価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。			
算出頻度				
基準価額の	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。			
照会方法	また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。			
	なお、下記においてもご照会いただけます。			
	三菱UFJ投信株式会社			
	お客様専用フリーダイヤル 0120-151034			
	(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)			
	ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/			

## (2)【保管】

•		
	受益証券の	該当事項はありません。
	保管	

## (3)【信託期間】

信託期間	平成11年4月26日から無期限
	ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることが
	あります。

## (4)【計算期間】

THIST WILL	4
計算期間	原則として、毎年1月22日から7月21日まで、および7月22日から翌年1月21日まで
	上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了
	日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし
	ます。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】				
ファンドの 償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合			
	・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき			
	このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消 解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。			
	委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届   け出ます。			
信託約款の 変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の			
ファンドの	手続きにしたがいます。   委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を			
ファフトの 賞還等に 関する 開示方法	受託会社は、ファフトの任息債退または信託約款の変更のうち重人な内容の変更を 行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。			
異議申立て および 反対者の 買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。			
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の 期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの 意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様としま す。			
運用報告書の 作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。			
委託会社の 事業の譲渡 および承継に 伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。			

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

受託会社の	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社
辞任および	がその任務に背いた場合、 その他重要な事由が生じたときは、 委託会社または受益者
解任に伴う	│は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、│
取扱い	または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、
	新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は
	ファンドを償還させます。
信託事務処理	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託
の再信託	銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託
	銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
	ただし、平成25年6月21日以降は、以下の通り変更される予定です。
	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレス
	に掲載します。
	http://www.am.mufg.jp/
	なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が
	生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

<u> </u>				
収益分配金に	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。			
対する請求権	・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、			
	累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口			
	座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。			
償還金に	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。			
対する請求権	・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日			
	までに支払いを開始します。			
	・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。			
	・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請			
	求しないときは、その権利を失います。			
換金(解約)	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。			
請求権	・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。			
	(「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)			

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期計算期間(平成24年7月24日から平成25年1月21日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

三菱UFJ日経225オープン (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 26 期 [ 平成24年7月23日現在 ]	第 27 期 [ 平成25年1月21日現在 ]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	316,029,524	273,292,218
株式	1,061,969,450	1,610,549,100
派生商品評価勘定	1,309,920	23,141,520
未収入金	-	4,290,960
未収配当金	1,207,500	2,241,000
未収利息	721	625
差入委託証拠金	11,100,000	9,750,000
流動資産合計	1,391,617,115	1,923,265,423
資産合計	1,391,617,115	1,923,265,423
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,491,000	-
前受金	3,770,000	32,076,000
未払解約金	994,173	35,312,120
未払受託者報酬	284,097	420,352
未払委託者報酬	3,125,011	4,623,843
その他未払費用	14,708	21,800
流動負債合計	11,678,989	72,454,115
負債合計	11,678,989	72,454,115
純資産の部		
元本等		
元本	2,582,725,175	2,725,020,468
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,202,787,049	874,209,160
(分配準備積立金)	102,936,180	198,854,773
元本等合計	1,379,938,126	1,850,811,308
純資産合計	1,379,938,126	1,850,811,308
負債純資産合計	1,391,617,115	1,923,265,423

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		( -12 : 13 )
	第 26 期 自 平成24年 1月24日 至 平成24年 7月23日	第 27 期 自 平成24年 7月24日 至 平成25年 1月21日
営業収益		
受取配当金	8,850,544	14,359,940
受取利息	93,280	102,858
有価証券売買等損益	48,093,113	322,178,764
派生商品取引等損益	17,590,440	68,963,440
その他収益	2,478	3,083
営業収益合計	56,737,251	405,608,085
営業費用		
受託者報酬	284,097	420,352
委託者報酬	3,125,011	4,623,843
その他費用	14,708	21,800
営業費用合計	3,423,816	5,065,995
営業利益	60,161,067	400,542,090
経常利益	60,161,067	400,542,090
当期純利益	60,161,067	400,542,090
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	4,083,463	33,585,989
期首剰余金又は期首欠損金( )	659,848,315	1,202,787,049
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,603,406	257,873,062
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	72,603,406	257,873,062
剰余金減少額又は欠損金増加額	551,297,610	296,251,274
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	551,297,610	296,251,274
分配金	- 1	1
期末剰余金又は期末欠損金()	1,202,787,049	874,209,160

#### (3)【注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法 株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で 評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等にお ける最終相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値 (平均値)等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場 は使用しない)または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評 価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できな い事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価 と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価 額で評価しております。 2 デリバティブ等の評価基準及び評 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 価方法 3 その他財務諸表作成のための基本 ファンドの計算期間 となる重要な事項 当ファンドは、原則として毎年1月21日および7月21日を計算期間の末日としており ますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成24年7月24日

## (貸借対照表に関する注記)

自刈煕衣に関する注記 <i>)</i>		
	第 26 期	第 27 期
	[ 平成24年7月23日現在 ]	[ 平成25年1月21日現在 ]
1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,454,257,957円 1,291,077,279円 162,610,061円	2,582,725,175円 700,917,742円 558,622,449円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額でありま す。	1,202,787,049円	874,209,160円
3 受益権の総数	2,582,725,175口	2,725,020,468口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5343円 (5,343円)	0.6792円 (6,792円)

から平成25年1月21日までとなっております。

### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 26 期(自 平成24年1月24日 至 平成24年7月23日)

### 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	Α	5,317,671円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	В	
収益調整金額	С	971,149,785円
分配準備積立金額	D	97,618,509円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,074,085,965円
当ファンドの期末残存口数	F	2,582,725,175□
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,158円
1万口当たり分配金額	Н	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

#### 第 27 期(自 平成24年7月24日 至 平成25年1月21日)

#### 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	А	12,678,617円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	В	102,188,663円
収益調整金額	С	1,051,032,495円
分配準備積立金額	D	83,987,493円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,249,887,268円
当ファンドの期末残存口数	F	2,725,020,468
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,586円
1 万口当たり分配金額	Н	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

### (金融商品に関する注記)

### 1 金融商品の状況に関する事項

┌▔		第 26 期	第 27 期
	区分	( 自 平成24年 1月24日	(自平成24年7月24日
	E 77	至 平成24年 7月23日 )	至 平成25年 1月21日 )
$\frac{1}{1}$	金融商品に対する取組	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する	
Ι΄	方針	法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定	
	7111	める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品へ	
		の投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基	
		づき行っております。	
12	金融商品の内容及び当	当ファンドは、株式を実質的な主要投資対象とし	┃
-	該金融商品に係るリス	ております。株式の投資に係る価格変動リスク等の	'3 =
	ク	市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒さ	
	•	れております。	
İ		当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指	同左
		数先物取引を利用しております。当該デリバティブ	
		取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用	
		リスク等を有しております。	
ı		また、デリバティブ取引の時価等に関する事項に	同 左
		ついての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引	
		における名目的な契約額または計算上の想定元本で	
		あり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの	
		大きさを示すものではありません。	
3	金融商品に係るリスク	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコント	同 左
	管理体制	ロールするため、委託会社では、運用部門において、	
		ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつ	
		つ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で	
		運用を行っております。	
		また、運用部門から独立した管理担当部署により	
		リスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を	
		行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて	
$\Box$		運用部門にフィードバックされます。	

### 2 金融商品の時価等に関する事項

	立殿 同 田 〇 村 岡 寺 C 民 ) 〇 争 点					
区分	第 26 期	第 27 期				
,	[ 平成24年7月23日現在 ]	[ 平成25年1月21日現在 ]				
1 貸借対照表計上額、時	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左				
価及びその差額						
2 時価の算定方法	(1)有価証券	│ 同左				
	売買目的有価証券					
	(重要な会計方針に係る事項に関する注					
	記)に記載しております。					
	(2) デリバティブ取引	│ 同左				
	(デリバティブ取引等関係に関する注記)					
	に記載しております。					
	(3)上記以外の金融商品	│ 同左				
	上記以外の金融商品(コールローン等)は、					
	短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似して					
	いることから、当該金融商品の帳簿価額を時価					
	としております。					
3 金融商品の時価等に関		│ 同左				
する事項についての補	か、市場価格がない場合には合理的に算定された価					
足説明	┃額が含まれております。 当該価額の算定においては ┃					
	┃一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提 ┃					
	┃条件等によった場合、当該価額が異なることもあり ┃					
	ます。					

## (有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

	第 26 期 「 平成24年7月23日現在 ]	第 27 期 「 平成25年1月21日現在 ]
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	48,093,113	322,169,764
合計	48,093,113	322,169,764

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

	VIXIE							
ſ			第 26 期 [ 平成24年7月23日現在 ]					
ı	区分	種 類	契 約 額	契約額等(円) 時価		評 価 損 益		
				うち1年超	(円)	(円)		
Γ	市場取引	株価指数先物取引						
		買建	317,020,000		314,870,000	2,150,000		
		合 計	317,020,000		314,870,000	2,150,000		

		第 27 期 [ 平成25年1月21日現在 ]						
区分	種 類	契約額等(円)		時 価	評 価 損 益			
			うち1年超	(円)	(円)			
市場取引	株価指数先物取引							
	買建	212,460,000		235,620,000	23,160,000			
	合 計	212,460,000		235,620,000	23,160,000			

### (注)時価の算定方法

- 1 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
  - 原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価 が発表されていない場合には、最も近い最終相場値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (4)【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

## (1)株式

		+++ -+ <u>+</u> ++	評	価 額	/# #2
コード	銘 柄 名	株式数	単 価	金額	備考
1332	日本水産	6,000	188	1,128,000	
334	マルハニチロホールディングス	6,000	159	954,000	
605	国際石油開発帝石	6	478,000	2,868,000	
721	コムシスホールディングス	6,000	1,087	6,522,000	
801	大成建設	6,000	275	1,650,000	
802	大林組	6,000	458	2,748,000	
803	清水建設	6,000	311	1,866,000	
1812	鹿島建設	6,000	275	1,650,000	
925	大和八ウス工業	6,000	1,567	9,402,000	
928	積水ハウス	6,000	1,004	6,024,000	
963	日揮	6,000	2,562	15,372,000	
366	白華   千代田化工建設	· ·	1,181	7,086,000	
	日清製粉グループ本社	6,000		· · ·	
002		6,000	1,099	6,594,000	
269	明治ホールディングス	600	3,920	2,352,000	
282	日本八厶	6,000	1,244	7,464,000	
2501	サッポロホールディングス	6,000	294	1,764,000	
2502	アサヒグループホールディングス	6,000	1,872	11,232,000	
503	キリンホールディングス	6,000	1,048	6,288,000	
2531	宝ホールディングス	6,000	711	4,266,000	
2801	キッコーマン	6,000	1,361	8,166,000	
2802	味の素	6,000	1,221	7,326,000	
2871	ニチレイ	6,000	454	2,724,000	
914	日本たばこ産業	6,000	2,677	16,062,000	
3101	東洋紡	6,000	139	834,000	
103	ユニチカ	6,000	52	312,000	
3105	日清紡ホールディングス	6,000	734	4,404,000	
3401	帝人	6,000	207	1,242,000	
402	東レ	6,000	503	3,018,000	
861	王子ホールディングス	6,000	289	1,734,000	
8864	三菱製紙	6,000	87	522,000	
865	北越紀州製紙	6,000	466	2,796,000	
893	日本製紙グループ本社	600	1,242	745,200	
3405	クラレ	6,000	1,135	6,810,000	
407	旭化成	6,000	519	3,114,000	
004	昭和電工	6,000	142	852,000	
005	住友化学	6,000	258	1,548,000	
021	日産化学工業	6,000	1,080	6,480,000	
041	日本曹達	6,000	407	2,442,000	
041	東ソー	6,000	210	1,260,000	
042	トクヤマ	6,000	183	1,098,000	
061		6,000	315	1,890,000	
	電気化学工業				
063	信越化学工業	6,000	5,490	32,940,000	
183	三井化学	6,000	207	1,242,000	
188	三菱ケミカルホールディングス	3,000	424	1,272,000	
208	宇部興産	6,000	189	1,134,000	

4452 4901 1 4911 1 4502 1 4503 4506 2 4507 4519 4523 4568 5002 5020 5101 5108 3110	日本化薬 花王 富士フイルムホールディングス 資生堂 協和発酵キリン 武田薬品工業 アステラス製薬 大日本住友製薬 塩野義製薬 中外製薬 エーザイ 第一三共 昭和シェル石油 J Xホールディングス 横浜ゴム ブリヂストン	6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000	993 2,420 1,847 1,227 864 4,435 4,455 1,117 1,602 1,775 3,855	5,958,000 14,520,000 11,082,000 7,362,000 5,184,000 26,610,000 26,730,000 6,702,000 9,612,000 10,650,000	
4901   1 4911   1 4502   1 4503   4506   2 4507   4519   1 4523   4568   5 5002   5 5020   5 5101   6 5108   3 110	富士フイルムホールディングス       資生堂       協和発酵キリン       武田薬品工業       アステラス製薬       大日本住友製薬       塩野義製薬       中外製薬       エーザイ       第一三共       昭和シェル石油       J Xホールディングス       横浜ゴム	6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000	1,847 1,227 864 4,435 4,455 1,117 1,602 1,775	11,082,000 7,362,000 5,184,000 26,610,000 26,730,000 6,702,000 9,612,000	
4911 1 4151 1 4502 1 4503 1 4506 2 4507 1 4519 1 4523 2 4568 2 5002 5101 1 5108 3110	資生堂 協和発酵キリン 武田薬品工業 アステラス製薬 大日本住友製薬 塩野義製薬 中外製薬 エーザイ 第一三共 昭和シェル石油 J X ホールディングス 横浜ゴム	6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000	1,227 864 4,435 4,455 1,117 1,602 1,775	7,362,000 5,184,000 26,610,000 26,730,000 6,702,000 9,612,000	
4151 1 4502 1 4503 4506 2 4507 4519 4523 4568 5002 5020 5101 5108 3110	協和発酵キリン 武田薬品工業 アステラス製薬 大日本住友製薬 塩野義製薬 中外製薬 エーザイ 第一三共 昭和シェル石油 J Xホールディングス 横浜ゴム	6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000	864 4,435 4,455 1,117 1,602 1,775	5,184,000 26,610,000 26,730,000 6,702,000 9,612,000	
4502 i 4503 : 4506 : 4507 i 4519 i 4523 : 4568 i 5002 i 5020 i 5101 i 5108 : 3110	武田薬品工業 アステラス製薬 大日本住友製薬 塩野義製薬 中外製薬 エーザイ 第一三共 昭和シェル石油 J X ホールディングス 横浜ゴム	6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000	4,435 4,455 1,117 1,602 1,775	26,610,000 26,730,000 6,702,000 9,612,000	
4503 : 4506 : 4507 : 4519 : 4523 : 4568 : 5002 : 5020 : 5101 : 5108 : 3110	アステラス製薬 大日本住友製薬 塩野義製薬 中外製薬 エーザイ 第一三共 昭和シェル石油 J X ホールディングス 横浜ゴム	6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000	4,455 1,117 1,602 1,775	26,730,000 6,702,000 9,612,000	
4506 4507 4519 4523 4568 35002 5020 5101 5108 3110	大日本住友製薬 塩野義製薬 中外製薬 エーザイ 第一三共 昭和シェル石油 J X ホールディングス 横浜ゴム	6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000	1,117 1,602 1,775	6,702,000 9,612,000	
4507 d 4519 d 4523 d 4568 d 5002 d 5020 d 5101 d 5108 d 3110	塩野義製薬 中外製薬 エーザイ 第一三共 昭和シェル石油 J X ホールディングス 横浜ゴム	6,000 6,000 6,000 6,000 6,000	1,602 1,775	9,612,000	$\vdash$
4519 4523 4568 5002 F5020 5101 5108 3110	中外製薬 エーザイ 第一三共 昭和シェル石油 J X ホールディングス 横浜ゴム	6,000 6,000 6,000 6,000	1,775		
4523 : 4568 : 5002 : 5020 : 5101 : 5108 : 3110	エーザイ 第一三共 昭和シェル石油 J X ホールディングス 横浜ゴム	6,000 6,000 6,000		10,650,000	
4568 5 5002 F 5020 5 5101 5 5108 3 3110	第-三共 昭和シェル石油 J X ホールディングス 横浜ゴム	6,000 6,000	3,855		ļ
5002 F 5020 5101 # 5108 3110	昭和シェル石油 JXホールディングス 横浜ゴム	6,000		23,130,000	
5020 5101 # 5108 :: 3110	J X ホールディングス 横浜ゴム		1,479	8,874,000	
5101 7 5108 3 3110	横浜ゴム		519	3,114,000	
5108 3 3110		6,000	519	3,114,000	
3110		6,000	644	3,864,000	
		6,000	2,368	14,208,000	
1 3/() 1	日東紡績 旭硝子	6,000	368	2,208,000	_
		6,000	596	3,576,000	
	日本板硝子 日本電気硝子	6,000	104 441	624,000	+
	ロ本竜式明士 住友大阪セメント	9,000	302	3,969,000 1,812,000	++
-	任及入阪セメント 太平洋セメント	6,000	237	1,422,000	++
	<u> </u>	6,000	363	2,178,000	+
	<del>来海カーホクーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</del>	6,000	705	4,230,000	$\vdash$
	,。。 日本碍子	6,000	1,088	6,528,000	+
	口华时 <u>,</u> 新日鐵住金	6,000	230	1,380,000	+
	神戸製鋼所	6,000	108	648,000	+
	ジェイ エフ イー ホールディングス	600	1,707	1,024,200	
	日新製鋼ホールディングス	600	732	439,200	
	大平洋金属 大平洋金属	6,000	390	2,340,000	
	日本軽金属ホールディングス	6,000	99	594,000	
	三井金属鉱業	6,000	224	1,344,000	
5707	東邦亜鉛	6,000	389	2,334,000	
	三菱マテリアル	6,000	293	1,758,000	
	住友金属鉱山	6,000	1,362	8,172,000	
	DOWAホールディングス	6,000	603	3,618,000	
	古河機械金属	6,000	93	558,000	
	古河電気工業	6,000	182	1,092,000	
	住友電気工業 フジクラ	6,000	1,006	6,036,000	+
	S U M C O	6,000	266 963	1,596,000 577,800	++
	東洋製罐	6,000	1,171	7,026,000	+
	スパス曜 日本製鋼所	6,000	538	3,228,000	+
	オークマ	6,000	618	3,708,000	
	アマダ	6,000	569	3,414,000	
	小松製作所	6,000	2,353	14,118,000	†
	住友重機械工業	6,000	425	2,550,000	$\vdash$
	日立建機	6,000	1,913	11,478,000	
-	<u>ーーーー</u> クボタ	6,000	1,030	6,180,000	
6361	荏原製作所	6,000	359	2,154,000	
	ダイキン工業	6,000	3,225	19,350,000	
	日本精工	6,000	622	3,732,000	
	NTN	6,000	245	1,470,000	
	ジェイテクト	6,000	931	5,586,000	
	日立造船	6,000	138	828,000	
	三菱重工業	6,000	485	2,910,000	
	IHI	6,000	239	1,434,000	
	コニカミノルタホールディングス	6,000	676	4,056,000	<b></b>
	ミネベア	6,000	286	1,716,000	
	日立製作所	6,000	541	3,246,000	
	東芝 二業電機	6,000	367	2,202,000	<del>                                     </del>
	三菱電機 富士電機	6,000	760 213	4,560,000 1,278,000	+
	虽工电懱 安川電機	6,000	842	5,052,000	
	女川电機 明電舎	6,000	291	1,746,000	<del>                                     </del>
	<sup>明电台</sup> ジーエス・ユアサ コーポレーション	6,000	318	1,908,000	+
	<u> </u>	6,000	218	1,308,000	$\vdash$
	百千名》 富士通	6,000	351	2,106,000	
	沖電気工業	6,000	104	624,000	

				有価証券報告書(	内国投資信託
6752	パナソニック	6,000	607	3,642,000	
6753	シャープ	6,000	331	1,986,000	
6758	ソニー	6,000	1,187	7,122,000	
6762	TDK	6,000	3,305	19,830,000	
6767	ミツミ電機	6,000	516	3,096,000	
6770	アルプス電気	6,000	513	3,078,000	
6773	パイオニア	6,000	224	1,344,000	
6841	横河電機	6,000	1,006	6,036,000	
6857	アドバンテスト	12,000	1,364	16,368,000	
6952	カシオ計算機	6,000	790	4,740,000	
6954	ファナック	6,000	14,350	86,100,000	
6971	京セラ	6,000	8,280	49,680,000	
6976	太陽誘電	6,000	813	4,878,000	
7735	大日本スクリーン製造	6,000	462	2,772,000	<del>                                     </del>
7751	キヤノン	9,000	3,330	29,970,000	
7752	リコー	6,000	1,068	6,408,000	
	東京エレクトロン		· ·		
8035		6,000	4,110	24,660,000	
6902	デンソー   ニュッカロ	6,000	3,290	19,740,000	
7003	三井造船	6,000	141	846,000	
7012	川崎重工業	6,000	252	1,512,000	
7201	日産自動車	6,000	865	5,190,000	
7202	いすゞ自動車	6,000	541	3,246,000	
7203	トヨタ自動車	6,000	4,280	25,680,000	
7205	日野自動車	6,000	885	5,310,000	
7211	三菱自動車工業	6,000	92	552,000	
7261	マツダ	6,000	217	1,302,000	
7267	本田技研工業	12,000	3,420	41,040,000	
7269	スズキ	6,000	2,351	14,106,000	
7270	富士重工業	6,000	1,127	6,762,000	
4543	テルモ	6,000	3,520	21,120,000	
7731	ニコン	6,000	2,634	15,804,000	
7733	オリンパス	6,000	1,862	11,172,000	
7762	シチズンホールディングス	6,000	484	2,904,000	
7911	凸版印刷	6,000	552	3,312,000	
7912	大日本印刷	6,000	702	4,212,000	
7951	ヤマハ	6,000	938	5,628,000	
9501	東京電力	600	212	127,200	
9502	中部電力	600	1,160	696,000	
9503	関西電力	600	887	532,200	
9531	東京瓦斯	6,000	433	2,598,000	
9532	大阪瓦斯	6,000	333	1,998,000	
9001	東武鉄道	6,000	482	2,892,000	
9005	東京急行電鉄	6,000	499	2,994,000	
9003	小田急電鉄		904		
		6,000		5,424,000	-
9008	京王電鉄	6,000	665	3,990,000	
9009	京成電鉄	6,000	769	4,614,000	
9020	東日本旅客鉄道	600	5,950	3,570,000	
9021	西日本旅客鉄道	600	3,510	2,106,000	
9022	東海旅客鉄道	600	7,460	4,476,000	
9062	日本通運	6,000	363	2,178,000	
9064	ヤマトホールディングス	6,000	1,420	8,520,000	
9101	日本郵船	6,000	220	1,320,000	
9104	商船三井	6,000	300	1,800,000	
9107	川崎汽船	6,000	169	1,014,000	
9202	全日本空輸	6,000	179	1,074,000	
9301	三菱倉庫	6,000	1,303	7,818,000	
4689	ヤフー	24	31,100	746,400	
4704	トレンドマイクロ	6,000	2,602	15,612,000	
9412	スカパーJSATホールディングス	6	40,350	242,100	
9432	日本電信電話	600	3,800	2,280,000	
9433	KDDI	6,000	6,200	37,200,000	
9437	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	6	132,100	792,600	
9602	東宝	600	1,653	991,800	
9613	エヌ・ティ・ティ・データ	60	269,000	16,140,000	
9766		6,000	1,762	10,572,000	
0,00	<b>  コナミ</b>		1,702	10,012,000	I
9984	コナミ   ソフトバンク	· ·	2 068	53 424 000	
9984	ソフトバンク	18,000	2,968	53,424,000	
2768	ソフトバンク 双日	18,000 600	136	81,600	
	ソフトバンク	18,000			

#### 託受益証券)

				有価証券報告書	(内国投資信訊
8015	豊田通商	6,000	2,227	13,362,000	
8031	三井物産	6,000	1,335	8,010,000	
8053	住友商事	6,000	1,135	6,810,000	
8058	三菱商事	6,000	1,825	10,950,000	
3086	J.フロント リテイリング	6,000	502	3,012,000	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	6,000	882	5,292,000	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	6,000	2,683	16,098,000	
8233	高島屋	6,000	675	4,050,000	
8252	丸井グループ	6,000	733	4,398,000	
8267	イオン	6,000	1,026	6,156,000	
8270	ユニー	6,000	659	3,954,000	
9983	ファーストリテイリング	6,000	22,590	135,540,000	
8303	新生銀行	6,000	167	1,002,000	
8304	あおぞら銀行	6,000	230	1,380,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,000	473	2,838,000	
8308	りそなホールディングス	600	399	239,400	
8309	三井住友トラスト・ホールディングス	6,000	313	1,878,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	600	3,300	1,980,000	
8331	千葉銀行	6,000	541	3,246,000	
8332	横浜銀行	6,000	434	2,604,000	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	6,000	365	2,190,000	
8355	静岡銀行	6,000	883	5,298,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	6,000	170	1,020,000	
8601	大和証券グループ本社	6,000	451	2,706,000	
8604	野村ホールディングス	6,000	484	2,904,000	
8628	松井証券	6,000	802	4,812,000	
8630	NKSJホールディングス	1,500	1,894	2,841,000	
	MS&ADインシュアランスグループホール				
8725	ディングス	1,800	1,863	3,353,400	
8729	ソニーフィナンシャルホールディングス	1,200	1,553	1,863,600	
8750	第一生命保険	6	131,400	788,400	
8766	東京海上ホールディングス	3,000	2,656	7,968,000	
8795	T&Dホールディングス	1,200	1,145	1,374,000	
8253	クレディセゾン	6,000	1,923	11,538,000	
8801	三井不動産	6,000	1,981	11,886,000	
8802	三菱地所	6,000	2,100	12,600,000	
8803	平和不動産	1,200	1,210	1,452,000	
8804	東京建物	6,000	418	2,508,000	
8815	東急不動産	6,000	666	3,996,000	
8830	住友不動産	6,000	2,650	15,900,000	
4324	電通	6,000	2,420	14,520,000	
9681	東京ドーム	6,000	350	2,100,000	
9735	セコム	6,000	4,420	26,520,000	
	合 計	1,228,608		1,610,549,100	

### (2)株式以外の有価証券 該当事項はありません。

### 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

### 2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

平成25年2月28日現在

(単位:円)

資産総額	1,973,556,547
負 債 総 額	22,271,980
純資産総額( - )	1,951,284,567
発 行 済 口 数	2,671,585,457 🏻
1口当たり純資産価額( / )	0.7304
「ロゴルソ党員圧開領( / )	( 1万口当たり 7,304 )

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## (2)受益者等に対する特典 該当事項はありません。

# (3)譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

## (4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (6)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

### (7)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、 民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第二部【委託会社等の情報】

# 第1【委託会社等の概況】

### 1【委託会社等の概況】

### (1)資本金の額等

平成25年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

### (2)委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

### 投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(5名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、 質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年2月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

# 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

平成25年2月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	408	6,534,457
追加型公社債投資信託	18	623,363
単位型株式投資信託	6	18,002
単位型公社債投資信託	3	82,958
合 計	435	7,258,781

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

# (1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」(以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度に係る中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

(1)【貸借対照表】				(単位:千円)
	第26期		第27期	_
	(平成23年3月31月	∃現在)	(平成24年3月31日	現在)
(資産の部)			,	
流動資産				
現金及び預金	2	17,056,128	2	14,298,590
有価証券	2	10,000,000	2	8,000,000
前払費用		156,230		154,925
未収入金	2	19,641		13,813
未収委託者報酬		4,517,987		3,977,324
未収収益	2	63,656	2	42,563
繰延税金資産		429,080		339,052
金銭の信託	2	30,000	2	30,000
その他		28,070		27,621
流動資産合計		32,300,796		26,883,891
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	306,543	1	281,399
器具備品	1	184,985	1	177,757
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,696,560		1,664,188
無形固定資産		.,000,000		.,001,100
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		909,905		881,368
ソフトウェア仮勘定		146,761		402,721
その他		68		24
無形固定資産合計		1,072,557		1,299,937
投資その他の資産		1,072,007		1,200,007
投資を認め資産 投資有価証券		9,405,012		14,456,313
関係会社株式		431,812		320,136
長期性預金	2	7,000,000	2	8,500,000
長期差入保証金	2	797,041	2	837,456
長期前払費用	2	52	2	007,400
操延税金資産		442,254		139,650
森延祝並員座 その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		18,091,208		24,268,591
固定資産合計		20,860,326		27,232,718
資産合計		53,161,123		54,116,609

(単位:千円)

		(単位:十円)
	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
(負債の部)	( , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	( , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
流動負債		
預り金	47,528	79,079
未払金	,	,
未払収益分配金	245,085	185,817
未払償還金	1,328,820	1,159,445
未払手数料	2 1,768,519	2 1,557,726
その他未払金	104,042	50,899
未払費用	2 1,240,586	2 1,174,572
未払消費税等	184,873	63,602
未払法人税等	2,228,870	1,532,874
賞与引当金	550,000	520,000
その他	227,518	278,521
流動負債合計	7,925,844	6,602,539
<b>京帝在</b> 法		
固定負債	10= 101	440.000
退職給付引当金	105,461	119,902
役員退職慰労引当金 味動後まれ場引出会	76,024	49,735
時効後支払損引当金	196,123	195,228
固定負債合計 ————————————————————————————————————	377,609	364,866
負債合計	8,303,454	6,967,405
(純資産の部)		
(記員座の品) 株主資本		
你工具 <i>本</i> 資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金	2,000,101	2,000,101
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金	222,000	222,000
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	34,903,313	36,863,331
利益剰余金合計	42,243,903	44,203,921
株主資本合計	44,466,131	46,426,148
評価・換算差額等	, ,	, ,
その他有価証券	391,537	723,054
評価差額金	·	<i>,</i>
評価・換算差額等合計	391,537	723,054
純資産合計	44,857,668	47,149,203
負債純資産合計	53,161,123	54,116,609
_		- , 0,000

# (2)【損益計算書】

		(単位:千円)
		第27期
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
营業収益 		
委託者報酬	48,411,622	47,476,170
投資顧問料	16,400	15,335
その他営業収益	236,596	153,305
営業収益合計	48,664,618	47,644,812
営業費用		
支払手数料	2 19,778,797	2 19,292,904
広告宣伝費	696,640	516,886
公告費	7,795	7,961
調査費		
調査費	895,558	909,999
委託調査費	8,991,373	9,975,300
事務委託費	243,109	306,137
営業雑経費		
通信費	98,144	90,066
印刷費	569,763	400,552
協会費	37,616	40,636
諸会費	6,248	7,593
事務機器関連費	880,509	958,507
その他営業雑経費		16,396
営業費用合計	32,205,558	32,522,943
一般管理費		
給料		
役員報酬	199,168	202,812
給料・手当	3,576,037	3,623,556
賞与引当金繰入	550,000	520,000
福利厚生費	492,032	520,897
交際費	23,412	26,743
旅費交通費	156,920	153,892
租税公課	108,850	102,255
不動産賃借料	655,939	698,539
退職給付費用	163,440	142,883
役員退職慰労引当金繰入	18,106	22,805
固定資産減価償却費	406,176	481,601
諸経費	369,603	247,162
一般管理費合計	6,719,689	6,743,148
営業利益	9,739,370	8,378,719

(単位:千円)

		(単位:十円 <u>)</u>
	第26期	第27期
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	29,543	153,215
有価証券利息		
受取利息	2 11,040 2 20,465	2 8,160 2 25,661
投資有価証券償還益	371,171	1,876
収益分配金等時効完成分	438,693	318,285
その他	8,257	7,856
営業外収益合計	879,170	515,056
営業外費用		
投資有価証券償還損	192,004	
時効後支払損引当金繰入	666	15,288
事務過誤費	32,187	7,845
その他	7,757	82
営業外費用合計	232,615	23,216
経常利益	10,385,925	8,870,559
特別利益		3,0.0,000
投資有価証券売却益	351,930	150,103
特別利益合計	351,930	150,103
特別損失		100,100
投資有価証券売却損	127,114	153,276
関係会社株式売却損	121,114	13,563
投資有価証券評価損		1,925
過年度時効後支払損引当金繰入	204,138	1,020
固定資産除却損	1 3,431	1 17,034
資産除去債務会計基準の適用に伴う	37,264	1 17,001
影響額	3.,23.	
その他	2,429	412
特別損失合計	374,378	186,212
税引前当期純利益	10,363,477	8,834,449
法人税、住民税及び事業税	4,027,373	3,510,046
法人税等調整額	25,800	175,067
法人税等合計	4,001,573	3,685,113
当期純利益	6,361,903	5,149,336
— 743 m 0 1 3 mm	3,001,000	3,110,000

# (3)【株主資本等変動計算書】

当期首残高

		(単位:千円) 第27期
	第20期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,131	2,000,131
当期変動額		
当期変動額合計	0.000.404	0.000.404
当期末残高 資本剰余金	2,000,131	2,000,131
資本判示立 資本準備金		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額	222,000	222,000
当期変動額合計		
当期末残高	222,096	222,096
資本剰余金合計		,
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	242 500	242 500
当期首残高 当期変動額	342,589	342,589
当期変動額合計		
当期末残高	342,589	342,589
その他利益剰余金	<u> </u>	542,505
別途積立金		
当期首残高	6,998,000	6,998,000
当期変動額		, ,
当期変動額合計		
当期末残高	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	31,383,254	34,903,313
当期変動額	2 044 044	2 400 240
剰余金の配当 当期純利益	2,841,844 6,361,903	3,189,318 5,149,336
当期經刊區 当期変動額合計	3,520,059	1,960,017
当期末残高	34,903,313	36,863,331
利益剰余金合計	04,300,010	00,000,001
当期首残高	38,723,843	42,243,903
当期変動額	, -,	, -,
剰余金の配当	2,841,844	3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
当期変動額合計	3,520,059	1,960,017
当期末残高	42,243,903	44,203,921
株主資本合計	40,040,074	44 400 404
当期首残高 当期変動額	40,946,071	44,466,131
ョ朔を割留 剰余金の配当	2,841,844	3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
当期変動額合計	3,520,059	1,960,017
当期末残高	44,466,131	46,426,148
評価・換算差額等	,,	,, .
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,277,237	391,537
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	885,699	331,516
当期変動額合計	885,699	331,516
当期末残高	391,537	723,054
繰延へッジ損益 光期苦味恵	62.250	

62,258

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	62,258	
当期变動額合計 当期変動額合計	62,258	
当期末残高	<u> </u>	
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,214,979	391,537
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	823,441	331,516
当期変動額合計	823,441	331,516
当期末残高	391,537	723,054
純資産合計		
当期首残高	42,161,050	44,857,668
当期変動額		
剰余金の配当	2,841,844	3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	823,441	331,516
当期変動額合計	2,696,617	2,291,534
当期末残高	44,857,668	47,149,203
当期变動額合計	2,696,617	2,291,53

### [重要な会計方針]

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法 により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 4. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

- 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### [追加情報]

· (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

#### 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	ノル 川貝川 分 川 祝	
	第26期	第27期
	(平成23年3月31日現在)	(平成24年3月31日現在)
建物	181,085千円	208,976千円
器具備品	227,109千円	294,294千円

# 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第26期	第27期		
	(平成23年3月31日現在)	(平成24年3月31日現在)		
預金	13,335,700千円	11,773,728千円		
有価証券	10,000,000千円	8,000,000千円		
未収入金	1,500千円	-		
未収収益	63,656千円	42,563千円		
金銭の信託	30,000千円	30,000千円		
長期性預金	7,000,000千円	8,500,000千円		
長期差入保証金	788,590千円	828,908千円		
未払手数料	986,786千円	851,491千円		
未払費用	134,713千円	135,926千円		

# (損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	<u> </u>	
	第26期	第27期
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
器具備品	3,431千円	1,144千円
ソフトウェア	-	15,890千円
計	3,431千円	17,034千円

### 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第26期	第27期			
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日			
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)			
支払手数料	11,685,424千円	10,760,427千円			
有価証券利息	8,718千円	6,532千円			
受取利息	20,465千円	25,661千円			

### (株主資本等変動計算書関係)

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

ローコルコルトングラン・エスプ		75		
	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数 (株)	株式数 (株)	株式数 (株)	株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

### 2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成22年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額2,841,844千円1株当たり配当額22,900円基準日平成22年3月31日効力発生日平成22年7月1日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額3,189,318千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額25,700円基準日平成23年3月31日効力発生日平成23年6月30日

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

EDINET提出書類

三菱UFJ投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
	株式数 (株)	株式数 (株)	株式数 (株)	株式数 (株)	
発行済株式					
普通株式	124,098	-	-	124,098	
合計	124,098	-	-	124,098	

# 2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額3,189,318千円1 株当たり配当額25,700円基準日平成23年3月31日効力発生日平成23年6月30日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額2,581,238千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額20,800円基準日平成24年3月31日効力発生日平成24年6月27日

### (金融商品関係)

# 1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

第26期(平成23年3月31日現在)

(単位:千円)

<u> </u>			
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,056,128	17,056,128	1
(2) 有価証券	10,000,000	10,000,000	ı
(3) 未収委託者報酬	4,517,987	4,517,987	•
(4) 長期性預金	7,000,000	7,010,576	10,576
(5) 投資有価証券	9,140,755	9,140,755	1
資産計	47,714,871	47,725,447	10,576
(1) 未払手数料	1,768,519	1,768,519	1
(2) 未払法人税等	2,228,870	2,228,870	1
負債計	3,997,389	3,997,389	

### 第27期(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

<u> </u>			
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,298,590	14,298,590	-
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	3,977,324	3,977,324	-
(4) 長期性預金	8,500,000	8,509,886	9,886
(5) 投資有価証券	14,417,413	14,417,413	-
資産計	49,193,328	49,203,214	9,886
(1) 未払手数料	1,557,726	1,557,726	-
(2) 未払法人税等	1,532,874	1,532,874	-
負債計	3,090,600	3,090,600	-

# (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### 資産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

### <u>負債</u>

### (1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

# (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

		(十四・113)
区分	第26期	第27期
<u></u>	(平成23年3月31日現在)	(平成24年3月31日現在)
非上場株式	264,257	38,900
子会社株式	431,812	160,600
関連会社株式	-	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

# (注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期(平成23年3月31日現在) (単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,056,128	-	1	ı
未収委託者報酬	4,517,987	-	ı	ı
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	10,000,000	-	Ī	•
投資信託	1	2,032,211	1,152,101	ı
長期性預金	-	7,000,000	-	-
合計	31,574,115	9,032,211	1,152,101	-

# 第27期(平成24年3月31日現在) (単位:千円)

<u> </u>				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,298,590	ı	-	-
未収委託者報酬	3,977,324	Ī	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	ı	-	-
投資信託	-	3,168,056	4,412,092	2,183,060
長期性預金	-	8,500,000	-	-
合計	26,275,914	11,668,056	4,412,092	2,183,060

# (有価証券関係)

# 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式431,812千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券 第26期(平成23年3月31日現在)

7120 <del>71</del> 1 ( 17720 <del>1</del> 07.	10. H 20 H 2			
	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が		-	-	-
取得原価を超えるも	債券	-	-	-
の	その他	4,026,733	3,476,499	550,234
	小 計	4,026,733	3,476,499	550,234
貸借対照表計上額が		-	-	-
取得原価を超えない		-	-	-
もの	その他	5,114,022	5,236,164	122,142
	小 計	5,114,022	5,236,164	122,142
合	計	9,140,755	8,712,663	428,091

第27期 (平成24年3月31日現在)

<u> </u>				
	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えるも		-	-	-
の	その他	11,092,127	9,993,766	1,098,361
	小 計	11,092,127	9,993,766	1,098,361
貸借対照表計上額が		-	-	-
取得原価を超えない		-	-	-
もの	その他	3,325,285	3,446,474	121,188
	小 計	3,325,285	3,446,474	121,188
合	計	14,417,413	13,440,240	977,173

3.売却したその他有価証券 第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	1	1	-
債券	1	1	-
その他	4,283,999	392,809	127,114
合 計	4,283,999	392,809	127,114

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

<u> </u>	<u> </u>		
種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額(千円)
株式	158,639	-	64,792
債券	-	1	-
その他	3,036,630	150,103	88,484
合 計	3,195,269	150,103	153,276

(デリバティブ取引関係) 重要な取引はありません。

### (退職給付関係)

# 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。なお、平成23年10月に適格退職年金制度を廃止し、確定給付年金制度へ移行しました。

### 2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

		(12:113/
	第26期	第27期
	(平成23年3月31日現在)	(平成24年3月31日現在)
(1)退職給付債務	567,377	475,564
(2)年金資産	309,065	198,994
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	258,311	276,569
(4)未認識数理計算上の差異	152,850	156,666
(5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	105,461	119,902
(6)退職給付引当金	105,461	119,902
	l	I I

# 3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

		( ) ! ! ! ! ! ! !
	第26期	第27期
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	`至 平成24年3月31日)
(1)勤務費用	28,585	27,806
(2)利息費用	9,774	8,420
(3)期待運用収益	6,248	4,635
(4)数理計算上の差異の費用処理額	37,969	13,599
(5)退職給付費用	70,080	45,191
(6) その他	93,360	97,692
(7)合計	163,440	142,883
I		

<sup>(</sup>注)「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

# 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1)退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準

### (2)割引率

第26期	第27期
(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
1.5%	1.5%

# (3) 期待運用収益率

第26期	第27期
(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
1.5%	1.5%

# (4) 数理計算上の差異の処理年数

X年(各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。)

#### (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第26期	第27期
	(平成23年3月31日現在)	(平成24年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	651,260 千円	557,868 千円
投資有価証券評価損	408,754	362,665
ゴルフ会員権評価損	9,710	8,505
未払事業税	172,269	109,608
賞与引当金	223,795	197,652
役員退職慰労引当金	30,934	17,725
退職給付引当金	42,912	42,783
減価償却超過額	39,127	19,890
委託者報酬	92,577	99,265
長期差入保証金	20,080	21,895
時効後支払損引当金	79,802	69,579
その他	34,708	39,304
繰延税金資産 小計	1,805,934	1,546,744
評価性引当額	898,045	813,923
繰延税金資産 合計	907,888	732,821
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	36,553	254,118
繰延税金負債 合計	36,553	254,118
繰延税金資産(負債)の純額	871,334	478,702
,		

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第26期	第27期
	(平成23年3月31日現在)	(平成24年3月31日現在)
法定実効税率	40.7 %	法定実効税率と税効果会計
(調整)		適用後の法人税等の負担税率
投資有価証券評価損認容	2.9	との間の差異が法定実効税率
その他	0.8	の100分の5以下であるため注
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.6	記を省略しております。

# 3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は39,177千円減少し、法人税等調整額が75,184千円、その他有価証券評価差額金が36,007千円、それぞれ増加しております。

### (セグメント情報等)

### [セグメント情報]

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)及び第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [関連情報]

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)及び第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

# 2.地域ごとの情報

### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を 省略しております。

# 3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

# (関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
  - (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等 第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

<u> </u>	3期(目 平	<u> </u>	<u> 4月1日 至</u>	半成23	年3月31日	1)				
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業 銀行業	被所有 直接 30.0%	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	係る事務代	4,481,369 千円	未払手数料	294,093 千円
要株主						事務所の賃借	事務所賃借料	· ·	長期差入保 証金	783,794 千円
						投資の助言	投資助言料	189,915 千円	未払費用	88,454 千円
	㈱三菱東京 UFJ銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	係る事務代	7,204,055 千円	未払手数料	692,693 千円
						取引銀行	譲渡性預金 の預入	41,000,000 千円	有価証券	10,000,000 千円
主要							譲渡性預金 に係る受取 利息	8,718 千円	未収利息	675 千円
株主							マルチコー ラブル預金 の預入	9,000,000 千円	現金及び 預金	6,000,000 千円
									長期性預金	7,000,000 千円
							マルチコー ラブル預金 に係る受取 利息	18,499 千円	未収利息	3,069 千円

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	47 C I		17%_CO	<u> 7/                                   </u>	.   /JX, <del>C</del> =	<del></del>	1 /				
ĺ	種類	スター (T ) (T	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有)		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	7.7.	што			130	割合	この疾病				

三菱UFJ投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

								有価証券	<b>静</b> 音書(内国	投資信託受益
	三菱UFJ	東京都	324,279	信託業、	被所有	当社投資信託の募	投資信託に	4,404,897	未払手数料	285,119
	信託銀行(株)	千代田	百万円	銀行業	直接	集の取扱及び投資	係る事務代	千円		千円
		区			50.0%	信託に係る事務代	行手数料の			
						行の委託等	支払			
親						事務所の賃借	事務所賃借	667.780	長期差入保	812,027
会							料		証金	千円
社							[ ' '	'''	HIL 312	113
'-						投資の助言	投資助言料	168 292	未払費用	81,330
						32,20,21,1	32,23,011	千円	713434713	千円
								'''		113
							株式の売却	98,112		
							17/1/07/104	千円		
	株)三菱東京	東京都	1,711,958	銀行業	被所有	   当社投資信託の募	- 小盗信託に		未払手数料	566,371
	UFJ銀行	米京部   千代田	百万円		直接	集の取扱及び投資		千円	<b>不払于</b> 数科	500,371 千円
	0万里氏1月				25.0%					TI
		区			25.0%	信託に係る事務代				
						行の委託等	支払			
						DT 3   AB / -	物海州死人	00 000 000	<i>+</i> /≖÷⊤*	0 000 000
						取引銀行	譲渡性預金	36,000,000	有灿祉分 	8,000,000
							の預入	千円		千円
							物海州死人	0.500	十四和白	544
							譲渡性預金		未収利息	544 T.D.
主							に係る受取	千円		千円
要							利息			
株									77.47.4	
主							マルチコー	7,000,000		5,500,000
							ラブル預金	十円	預金	千円
							の預入			
									長期性預金	8,500,000
										千円
							マルチコー	1	未収利息	2,886
							ラブル預金	千円		千円
							に係る受取			
							利息			

# (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

売却価額については、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月~3年であります。 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

# (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	7//3 (		<del>, , , _</del>	1 7-70-0	, -, <u>, -</u> , -					
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同	三菱UFJ	東京都	3,000	証券業	なし	当社投資信託の	投資信託に係	4,447,569	未払手数料	408,084
-	モルガン・	千代田区	百万円			募集の取扱及び	る事務代行手	千円		千円
の	スタンレー					投資信託に係る	数料の支払			
親	証券(株)					事務代行の委託				
会						等				
社										
を										
持										
っ										
会										
社										

### 第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	<u> </u>	7-70-0	<u>'/ J ' H                                </u>	1 132,4	<u> </u>					
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同	三菱UFJ	東京都	40,500	証券業	なし	当社投資信託の	投資信託に係	3,914,481	未払手数料	285,874
-	モルガン・	千代田区	百万円			募集の取扱及び	る事務代行手	千円		千円
の	スタンレー					投資信託に係る	数料の支払			
親	証券(株)					事務代行の委託				
会						等				
社										
を										
持										
っ										
会										
社										

# (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

# 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	第26期	第27期
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
1 株当たり純資産額	361,469.71円	379,935.23円
1株当たり当期純利益金額	51,265.16円	41,494.11円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、 記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期	第27期
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	6,361,903	5,149,336
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	1
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	6,361,903	5,149,336
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

次へ

# 中間財務諸表 (1)中間貸借対照表

	(単位:千円)
	第28期中間会計期間
	(平成24年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	40,000,040
現金及び預金	16,996,643
有価証券 前払費用	8,000,000
未収入金	336,79 <sup>2</sup> 221,616
未収委託者報酬	3,698,009
未以以益	39,360
, 操延税金資産	374,925
金銭の信託	30,000
その他	27,966
流動資産合計	29,725,313
加到英庄口叫	23,723,313
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 269,044
器具備品	1 174,256
土地	1,205,03
 有形固定資産合計	1,648,332
無形固定資産	
電話加入権	15,822
ソフトウェア	874,592
ソフトウェア仮勘定	414,462
その他	
無形固定資産合計	1,304,887
投資その他の資産	
投資有価証券	13,875,312
関係会社株式	320,136
長期性預金	5,500,000
長期差入保証金	831,857
繰延税金資産	297,670
その他	15,035
投資その他の資産合計	20,840,012
固定資産合計	23,793,23
資産合計	53,518,545

(単位:千円)

		<u>(单位:十円)</u>
	第28期中間会計期間	
	(平成24年9月30日現在)	
(負債の部)	( , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
流動負債		
預り金		66 070
		66,078
未払金		00 705
未払収益分配金		33,785
未払償還金		1,070,895
未払手数料		1,435,205
その他未払金		72,465
未払費用		1,101,885
未払消費税等	2	104,706
未払法人税等		1,639,933
賞与引当金		561,000
その他		314,314
流動負債合計		6,400,270
加到英语口叫		0,400,270
田宝名唐		
固定負債		400.000
退職給付引当金		120,928
役員退職慰労引当金		53,934
時効後支払損引当金		197,702
固定負債合計		372,564
負債合計		6,772,834
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000,131
資本剰余金		, , -
資本準備金		222,096
資本剰余金合計		222,096
利益剰余金		222,000
		242 500
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		0 000 000
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		36,823,991
利益剰余金合計		44,164,581
株主資本合計		46,386,809
評価・換算差額等		
その他有価証券		358,901
評価差額金		,
評価・換算差額等合計		358,901
純資産合計		46,745,710
負債純資産合計		
只误代员住口引		53,518,545

# (2)中間損益計算書

2)中間損益計算書		(単位:千円)
	第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		22,860,446
投資顧問料		5,548
その他営業収益		64,404
営業収益合計		22,930,399
営業費用		0 220 547
支払手数料		9,329,547
広告宣伝費 公告費		253,610 1,748
ンロ貝 調査費		1,740
神旦貝 調査費		465,037
呵旦貝 委託調査費		4,927,785
事務委託費		118,017
学初安的員 営業雑経費		110,017
通信費		44,970
印刷費		216,082
協会費		19,981
諸会費		3,788
事務機器関連費		479,500
その他営業雑経費		8,157
営業費用合計		15,868,227
一般管理費		
給料		
役員報酬		97,198
給料・手当		1,581,710
賞与引当金繰入		561,000
福利厚生費		296,584
交際費		11,132
旅費交通費		66,127
租税公課		57,963
不動産賃借料		349,740
退職給付費用		80,723
役員退職慰労引当金繰入	4	7,838
固定資産減価償却費 試紹弗	1	223,128
諸経費 一 <u>小</u> 等理弗会計		135,324
一般管理費合計		3,468,471
営業利益		3,593,700

(単位:千円)

	第28期中間会計期間
	(自 平成24年4月1日
	至 平成24年9月30日)
受取配当金	104,164
有価証券利息	3,543
受取利息	12,662
収益分配金等時効完成分	328,544
その他	1,102
営業外収益合計	450,017
営業外費用	<u></u>
投資有価証券償還損	8,428
時効後支払損引当金繰入	6,591
その他	46_
営業外費用合計	15,067
経常利益	4,028,650
特別利益	
投資有価証券売却益	141,172
特別利益合計	141,172
特別損失	<u></u>
投資有価証券売却損	32,155
特別損失合計	32,155
税引前中間純利益	4,137,667
法人税、住民税及び事業税	1,626,136
法人税等調整額	30,367
法人税等合計	1,595,768
中間純利益	2,541,898

# (3)中間株主資本等変動計算書

0) 们员你工具不安交到时开目	(単位:千円)
	第28期中間会計期間
	(自 平成24年4月1日
THE SAME I	至 平成24年9月30日)
株主資本	
資本金 当期首残高	2 000 121
ョ <del>期目</del> 残局 当中間期変動額	2,000,131
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	2,000,131
資本剰余金	2,000,131
資本準備金	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	,000
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	222,096
資本剰余金合計	<del></del>
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	222,096
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	342,589
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	242 500
当中間期末残高	342,589
その他利益剰余金 別途積立金	
当期首残高	6,998,000
当中間期変動額	0,000,000
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	6,998,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	36,863,331
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	39,339
当中間期末残高	36,823,991
利益剰余金合計 当期首残高	44,203,921
当中間期変動額	44,203,921
剰余金の配当	2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	39,339
当中間期末残高	44,164,581
株主資本合計	
当期首残高	46,426,148
当中間期変動額	0.504.000
剰余金の配当 中間純利益	2,581,238
当中間期変動額合計	2,541,898 39,339
当中間期末残高	46,386,809
評価・換算差額等	40,300,003
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	723,054
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	364,152
当中間期変動額合計	364,152
当中間期末残高	358,901
評価・換算差額等合計	700 054
当期首残高	723,054

	有1
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	364,152
当中間期変動額合計	364,152
当中間期末残高	358,901
純資産合計	
当期首残高	47,149,203
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,581,238
中間純利益	2,541,898
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	364,152
当中間期変動額合計	403,492
当中間期末残高	46,745,710

### [重要な会計方針]

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

・時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
  - (1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### [会計方針の変更]

第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

### (減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

### [注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

第28期中間会計期間 (平成24年9月30日現在)

建物 ( 十成24年9月30日現在 )

器具備品 322,980千円

### 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

### (中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

有形固定資産 41,040千円 無形固定資産 182,088千円

# (中間株主資本等変動計算書関係)

第28期中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	1	-	124,098
合計	124,098	•	ı	124,098

# 2. 配当に関する事項

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額2,581,238千円配当の原資利益剰余金1 株当たり配当額20,800円基準日平成24年3月31日効力発生日平成24年6月27日

### (金融商品関係)

第28期中間会計期間(平成24年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

	中間貸借対照表計 上額(千円)	時価 ( 千円 )	差額(千円)
(1) 現金及び預金	16,996,643	16,996,643	-
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	3,698,009	3,698,009	-
(4) 長期性預金	5,500,000	5,506,492	6,492
(5) 投資有価証券	13,875,312	13,875,312	-
資産計	48,069,965	48,076,457	6,492
(1) 未払手数料	1,435,205	1,435,205	-
(2) 未払法人税等	1,639,933	1,639,933	•
負債計	3,075,139	3,075,139	-

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

# (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### 資 産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値 を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

### 負債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額38,900千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

# (注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (有価証券関係)

第28期中間会計期間(平成24年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

<u>- このに日間証力</u>				
	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計	株式	-	-	-
上額が取得原価を	債券	<u>-</u>	-	-
超えるもの	その他	6,899,973	6,184,088	715,884
	小 計	6,899,973	6,184,088	715,884
中間貸借対照表計	株式	-	-	-
上額が取得原価を	債券	-	-	-
超えないもの	その他	6,936,438	7,202,827	266,389
	小 計	6,936,438	7,202,827	266,389
合	計	13,836,412	13,386,916	449,495

<sup>(</sup>注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額38,900千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と 認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

# (デリバティブ取引関係)

重要な取引はありません。

### (セグメント情報等)

# [セグメント情報]

第28期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

# [関連情報]

第28期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

# 2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

# 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります

「小当たう」は負圧的及び弁に上の全版は、以下のこと	<del>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </del>
	第28期中間会計期間
	(平成24年9月30日現在)
1株当たり純資産額	376,683.83円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	46,745,710
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	46,745,710
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	124,098

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

<u>「休ヨにリ中间純利益金額及び昇走上の基礎は、以</u>	<u>ヽいとおりであります。</u>
	第28期中間会計期間
	(自 平成24年4月1日
	至 平成24年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	20,482.99円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	2,541,898
普通株主に帰属しない金額(千円)	1
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	2,541,898
普通株式の期中平均株式数(株)	124,098

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。) または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。) と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

### 5【その他】

定款の変更等 定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。 訴訟事件その他重要事項 該当事項はありません。

# 第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額:324,279百万円(平成24年9月末現在) 事業の内容:銀行業務および信託業務を営んでいます。

# (2)販売会社

名称	資本金の額 (平成24年9月	末現在)	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀 行	1,711,958	百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJメリルリンチP B証券株式会社	8,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	40,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

- (1)受託会社:ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2)販売会社:ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

# 3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成25年2月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%(62,050株)、株式会社三菱東京UFJ銀行は25.0%(31,023株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

# 第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成24年10月22日 有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書

### 独立監査人の監査報告書

平成25年 2 月27日

三菱 UFJ投信株式会社 取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鶴田光夫 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ 日経225オープンの平成24年7月24日から平成25年1月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、

三菱UFJ 日経225オープンの平成25年1月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

三菱UFJ投信株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島 拓也	ED
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	ED

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成 し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

EDINET提出書類 三菱UFJ投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

# 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は 委託会社が別途保管しております。

<u>次へ</u>

# 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月6日

三菱UFJ投信株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島 拓也	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	ED

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

# 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

EDINET提出書類 三菱UFJ投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

# 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

# 前へ